

1 社会・経済

社会主義式市場経済

2009年のGDP 335,353億元＝約49,092億ドル（日本は、50,728億ドル）

不動産関連の経済効果がGDPの58%（米国は6%）

中国の成長：

- ・ 上海の地下鉄とインフラ整備
- ・ 公共衛生と教育、基礎建設
- ・ 富裕層の増大

収入での分類：

① 約1000万人：

先進国の人々の所得水準を超える人口群。経済、政治の中心都市に住む富裕層。
（一部ビジネスマン、党官僚）

② 約6000万人：

それなりの生活を営む人口群。上海、北京、広州、東海岸沿いの経済特区、都市の富裕層。

③ 2億～2億5000万人：

大都市に戸籍をもち、安定した職場を持ち、生活にある程度の余裕を持っている人口群。

④ 4億人

一応、衣食住の問題を解決した人口群。地方都市、中小都市、経済発展が著しい都市部に近い農村部に住む人々。サラリーマン等。

⑤ 4億人

衣食住もままならない極貧層。

収入：

レストラン従業員 月1万円

大学教授 月7万円

数千万円のマンション（不動産バブル）

社会：

2009年で、2万6226人の公務員（幹部）が法的制裁。

247人の裁判官が制裁を受ける。

中国人の特質：

- ① 建前と本音が違う。(ビジネス抜きの付き合いが大切。)
 - 公式の場で得る情報は無価値。(公式訪問や付き合いでは、何も実らない。)
 - 本音を引き出すには、時間と気配り、ビジネス抜きにしての付き合いが大事。
- ② 現実的で実利的 (共通の利益を追求すべき)
 - 親族と正真正銘の友人以外は信用しない。
 - 実利のみに関心がある。プロセス、形式には拘らない。
 - 日本人：「結果はともかく、報告、連絡をしっかり頼む。」
 - 中国人：「報告や連絡はどうでもいい。結果だけ教えて。」
- ③ いい加減に見えて計算高い。(細かい計算をすると損をする。)
- ④ メンツを大事にするが、メンツより実利を大事にするのも中国人。
- ⑤ 義理を重んじるが、平気で顔色を変える。

2 日本企業について

中国人にどう映っているか：

- ① 外国人には任せられない (主要幹部は日本人)。
- ② 系列で固められている (製品供給等)。
 - ~外部のもの、新しいものをなかなか受け入れようとしない。
- ③ 摩擦、衝突を回避しようとする。議論しない。

日本企業の問題：

- ① 形式主義 (結果より過程を重視。)
- ② 教条主義 (前例があるかどうか基準。)
- 前例がないとやらない、前例があるとやる。
- ③ 責任回避主義 (責任所在不明。決断しない。)
- 失敗したら自分の責任。成功しても給料があがらない。
- ④ 内向き傾向
 - 自分の輪を作り、その外の会社とはつきあわない。

パナソニックが3か月かかるところをサムソンだと1時間で決裁できる。

中国ビジネス成功の要素：

- ① 人
 - 日本企業は、中国人に任せられない。責任所在がはっきりしない。肝心なことを話さない。
 - 報酬もあがらない。⇒一人前になると外資にとられる。
 - 労働関係で問題が起こると振り回される⇒人材派遣会社の利用も1つの方法。
- ② 市場
 - 日本企業は、市場にあわせようとせず、市場を自分に近づけようとする。

中国市場では、「スピード」、「実用性と価格」、「質より量」。

③ 公開（営業）

日本企業は食事代もでない。

年末の還付税を2%戻すか9%戻すかは地方の裁量

挨拶やお土産が大事。

3 法律・契約・交渉

- ・ 政府の役員より共産党内でそれなりの地位を持っている人とつながりが有用。
- ・ 人脈が大切⇒仲介者が大切。

- ・ 相手の会社の経営範囲を調査（登記事項証明書）。
- ・ 経営範囲を超えて商売したらいけない。

- ・ 当事者関係は契約でしっかり規定する。（そもそも契約の目的は権利義務関係を明確にすること。）
- ・ 日本語と中国語の2種類作る場合、正文を規定する。（齟齬の可能性。）
- ・ 合弁解消⇒中国側がいろいろな補償を求めてくる。
- ・ 失敗の責任を日本側におしつける。
- ・ うまくいかなかったときどうするかについても規定する。（賠償等を負わないことを明記。）
- ・ 法的拘束力をもたさないものについては、法的拘束力がない旨を規定。
- ・ （中国人は）全てをメモに取る⇒会議での言動を追及される可能性⇒契約に「全部の合意条項」条項を入れる。
- ・ 模倣品・模造品のオンパレード
- ・ 加工技術を出した場合、（契約で禁止していても）中国側が無断で特許出願もあり得る。
- ・ 「改良部分の特許」との主張。
- ・ 登録されたら争わないといけないし、中国の方針は自国の技術の確立。
- ・ 営業秘密もどこに漏れるかわからない。（高額な給料でスカウトされる。）
- ・ 何がトレードシークレットか明確化し、契約や誓約書。

- ・ 中国の裁判は不公平。（裁判官も法廷も共産党。癒着もあり。）
- ・ 地方の人民法院は地方から資金を得ているから、地元の企業を負かすわけにはいかない。
- ・ 裁判官の独立がない。
- ・ 中国での「仲裁」も不公平な場合がある。（裁判よりはまし。）

- ・ 日本の判決は中国では執行できない。（中国の判決も日本で執行できない。）
- ・ 日本での仲裁判断も中国で執行できないケースがあった。

- 中国との物品売買については、CISG（ウィーン売買条約）が適用される。
- 準拠法が日本法⇒「CISG+日本民法」